

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名：株式会社 中部評価センター (認証番号：24地福第3-3号)
訪問調査 実施日：平成24年12月25日(火)

②事業者情報

名称：(法人名)社会福祉法人せんねん村 (施設名)矢田つぼみ保育園	種別：(施設種別)保育所 (基準の種類)児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名：(園長)杉浦 孝子	定員(利用人数)：120名
所 在 地：〒444-0313 愛知県西尾市上矢田町寺西31番地	
TEL：0563-55-4400	

③総評

◇特に評価の高い点 ◆地域との交流・連携 開設されて2年目の若々しい保育所であるが、積極的に地域との交流を行っている。町内会への加入、中学生の職場体験の受入れの他、地域の有志が子どもたちのために畑作業にも参加している。園舎と駐車場の境に井戸が掘っており、大規模災害時には地域住民への飲料水の提供を約束している。子育て支援センターを併設しており、園庭開放も実施している。地域との良好な関係構築の裏には、園長の精力的な地域への働きかけがある。 ◆看護職員の有効活用 重度の障害児4名(二分脊髄、小児麻痺、肢体不自由等)の受け入れがあり、医療行為の必要性もあって看護師を配置している。専門的な知識や技術によって適切な保育を実践するだけでなく、小学校進学時の特別支援クラス対象児には、小学校の関係者や担当教師とも綿密な打ち合わせを行っている。さらに、職員のメンタル面でのサポートもっており、手厚い福利厚生面の一翼を担っている。 ◆子どもの夢が詰まった保育ルーム 3歳以上児の部屋には、子どもの夢を膨らませる工夫がある。子どもが意欲的に生活できるよう、建設初期の段階から職員の意見を取り入れ、2階に登りたい、隠れて一人になりたい、群れて遊びたい等、子どもの特徴(心のつづやき)をよく理解した設計がされている。園舎全て、ぬくもりが肌で感じられる木造建築であり、保育ルームにも、「こころのびのび からだいきいき いのちきらきら」の理念が詰まっている。 ◇改善を求められる点 ◆P-D-C-Aサイクルを意識した仕組み作り 斬新な発想やスタイルによって新しい形の保育が展開されているが、それを確実なものとするための評価・検証や改善への道筋が未構築の部分が見られた。職員への研修、ボランティアの受け入れ等では、本来目的に見合った効果の検証の仕組みがなかった。防災訓練実施後には、「実施記録」を作成して今後に残された課題を抽出しているが、次回の実施時に反映されていない事例があった。サービスの質の向上のためにも、P-D-C-Aサイクルを意識した仕組み作りに期待したい。 ◆職員の参画 事業計画(運営案)の策定や保育課程の編成が、限られた職員の関与に終わってしまっている。職員の力量に差はあろうが、長い目で見た職員育成の一つの手段として、多くの職員の参画を求めたい。さらに、多岐に亘る職員意見の収集や討議が、保育の質のさらなる向上につながることは疑う余地もなかろう。
--

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

保育園の弱み、強みを確認し、今後に生かしていきたいと考えています。親切に対応していただき、ありがとうございました。

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(77項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
	Ⅰ-1-(1)-① 理念が明文化されている。	保 1	㉠ ・ b ・ c
	Ⅰ-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	㉠ ・ b ・ c
Ⅰ-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
	Ⅰ-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	a ・ ㉠ ・ c
	Ⅰ-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	㉠ ・ b ・ c

評価機関のコメント

「こころのびのび からだいきいき いのち きらきら」との法人理念を受け、園独自の「保育の理念」を定めている。さらに、「保育の目標」、「保育方針」へと展開し、保育の現場での活動の方向性を明確にしている。
開設から2年目の新しい保育所であり、開設時に採用された職員も多い。同法人の他の保育所からの異動の職員と新規採用職員、正規職員とパート職員等、階層や職種の違い等による理念や方針の理解面での差が生じている。保護者への周知に関しては、アンケートの結果から十分な周知が見て取れる。

Ⅰ-2 事業計画の策定

			第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
	Ⅰ-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ ㉠ ・ c
	Ⅰ-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ ㉠ ・ c
Ⅰ-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
	Ⅰ-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	a ・ ㉠ ・ c
	Ⅰ-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	保 8	㉠ ・ b ・ c
	Ⅰ-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	㉠ ・ b ・ c

評価機関のコメント

保育所運営の全般にわたっての中・長期計画は策定されておらず、単年度の事業計画(24年度運営案)に関しても、人材育成面や地域交流等の重要な項目に関する計画が無かった。
事業計画の策定に関しては、職員意見の反映はあるものの、前年度計画の評価を踏まえての計画立案とはなっていない。重要な項目に関しては、「事業報告書」を作成して評価や取り組みの成果を盛り込む等、P-D-C-Aを意識した(保育の継続性を担保する)仕組みづくりが望まれる。職員、保護者共に、事業計画の内容についての周知が進んでいる。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

			第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
	I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	㉠ ・ b ・ c
	I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	保 11	a ・ ㉡ ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
	I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	㉠ ・ b ・ c
	I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	保 13	㉠ ・ b ・ c

評価機関のコメント

半数近い職員が、園長の前勤務地である同法人の保育所で共に働いており、園長の人柄や考え方を理解している。園長の責任の範囲や権限については、「職員構成」で明確になっている。「児童虐待防止法」の対象として疑われる子どもはいないが、法の趣旨や対応についての説明をしている。ただし、若い職員が多いこともあって、保育所運営に関連する各種法令を熟知させるには至っていない。

新しい土地での開設になるため、地域(町内会)への働きかけを行ったり、保育に新しいメニュー(体操、リズム、ダンス等)を加えたりと、積極的な保育所運営を目指している。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

			第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
	Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	㉠ ・ b ・ c
	Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	保 15	㉠ ・ b ・ c
	Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	保 16	㉠ ・ b ・ c

評価機関のコメント

保育所運営に関する重要な情報は市のこども課から提供されているが、2ヶ月ごとに開催される「園長会」での意見交換や情報取得も役立っている。外部でつかんだ情報や課題については、週に2回開催される職員会議において職員への周知を図り、職員からの意見や要望を取り入れて運営に活かしている。

法人が契約している税理士による財務・会計面の監査を受けており、市の方針である3年ごとの第三者評価受審と併せて、財務・会計と保育サービスの両面の透明性を担保している。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

			第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
	Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	a ・ ㉡ ・ c
	Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	a ・ ㉡ ・ c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	㉠ ・ b ・ c
	Ⅱ-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	㉠ ・ b ・ c

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	㉠ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	保 22	a ・ ㉢ ・ c
Ⅱ-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	a ・ ㉢ ・ c
Ⅱ-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
Ⅱ-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	a ・ ㉢ ・ c

評価機関のコメント

園長独自の考えの中には、近未来までの必要人材に関する人事プランがあるようではあるが、中・長期計画に職員育成に関する記述がないことから、保育所内外に示すには至っていない。園の目標を職員個々の目標に落とし込んで、自己評価を含んだ人事考課を行っているが、結果を活用して教育ニーズを把握しようとの取り組みはない。「24年度運営案」中に、教育・研修に関する記述があるが、職員個々の計画作成や研修実施後に教育効果を評価・検証する仕組みはない。マニュアルに沿って実習生の受け入れが始まったが、受け入れの目的や方針が明確になっておらず、実施後の評価や次年度へのリリースが十分に実施できない状態である。看護師配置によるメンタル面でのサポートがあり、福利厚生面は手厚い。

Ⅱ-3 安全管理

			第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。			
Ⅱ-3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	㉠ ・ b ・ c
Ⅱ-3-(1)-②	災害時に対する利用者の安全確保のための取り組みを行っている。	保 26	a ・ ㉢ ・ c
Ⅱ-3-(1)-③	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 27	㉠ ・ b ・ c
Ⅱ-3-(1)-④	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	保 28	㉠ ・ b ・ c

評価機関のコメント

子どもの安全・安心な保育環境を提供するために必要と思われるマニュアル類は揃っており、各種のチェックリストを活用して事故や傷病の予防にも努めている。防災に関する訓練に関しても毎月条件設定を変えて実施しており、非常時や緊急事態の発生時に、子どもの対応力を養う取り組みとなっている。その実施後に、「実施記録」を作成しているが、反省や課題が次の訓練に十分に活かされていない事例が散見された。チェック(C)からアクション(A)につなげる仕組みづくりが望まれる。

Ⅱ-4 地域との交流と連携

			第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保 29	㉠ ・ b ・ c
Ⅱ-4-(1)-②	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 30	㉠ ・ b ・ c
Ⅱ-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 31	a ・ ㉢ ・ c

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	Ⅱ-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	保 32	㉠ ・ b ・ c
	Ⅱ-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	保 33	㉠ ・ b ・ c
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。			
	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	保 34	㉠ ・ b ・ c
	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 35	㉠ ・ b ・ c

評価機関のコメント

園長の精力的な地域への働きかけが奏功し、交流は活発である。町内会への加入、中学生の職場体験の受入の他、地域の有志が畑作業にも参加している。園舎と駐車場の境に井戸が掘ってあり、大規模災害時には地域への飲料水の提供を約束している。子育て支援センターを併設しており、毎日10組程度の母子が利用している。園庭開放も実施している。職員室に、必要と思われる社会資源のリストが貼りだしてある。小学校進学時の特別支援クラス対象児には、小学校より関係者や担当教師が幾度も訪れている。地域の保育ニーズに応え、土曜保育、休日保育、延長保育、重度障害児保育等を行っている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

			第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
	Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	保 36	㉠ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 37	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。				
	Ⅲ-1-(2)-①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 38	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。				
	Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 39	㉠ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 40	a ・ ㉡ ・ c
	Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 41	a ・ ㉡ ・ c

評価機関のコメント

利用者尊重の基本姿勢として、子ども一人ひとりの気持ちを大事にする保育を日々実践している。開設して2年目と言う新しい保育所のため、子どもの育ちを共通理解するために話し合いの場を持っている。園長・主任が毎日登降園時を利用して通用門・駐車場に立ち、相談や意見が言いやすい環境を作っている。苦情解決体制は整備されており、意見やクレームに対し素早い対応は園内に周知しているが、保護者から催促を受けたこともある。今後、保護者の信頼を得るためにも、素早い対応によって苦情解決の仕組みが機能することを期待したい。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

			第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。				
	Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 42	a ・ ㉡ ・ c
	Ⅲ-2-(1)-②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 43	a ・ ㉡ ・ c

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 44	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 45	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 46	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 47	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 48	㉠ ・ b ・ c

評価機関のコメント

第三者評価受審は初めてであり、課題が明確になっていない部分も残っている。
標準的な実施記録は理念・方針に基づき適切に記入されている。職員会議等を有効に使って、必要に応じて見直しも行われている。
管理上の記録や保育の実践上の記録等、実施状況の記録も適切に作成されている。新任職員には記録の書き方等を主任・先輩職員が指導して共有化を図っており、記録類の管理も市の規程に従って行われている。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

			第三者評価結果	
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。				
	Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 49	㉠ ・ b ・ c
	Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 50	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。				
	Ⅲ-3-(2)-①	保育サービスの変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 51	㉠ ・ b ・ c

評価機関のコメント

入園案内やホームページを活用し、提供する保育サービスを解りやすく記述して情報を提供している。また、パンフレット等を市役所にも配置し、利用希望者に対し広く保育所の情報を公開するとともに、見学希望者にも随時対応して情報提供をしている。
同一直行政地域の転園児に関しては、市の定めた統一用紙に子どもの成長記録を記入して転園先に送付している。他市への転園児の場合も、同様の用紙に記入して保育の継続性に配慮している。退園児には、当園併設の子育て支援センターの利用を勧めたり、行事を案内したりして、保護者が気軽に相談できる体制を整えている。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

			第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
	Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 52	① ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	保 53	① ・ b ・ c
	Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 54	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

入園時に決められた様式に基づいて保育上のニーズの把握をしており、子どもの身体状況や生活状況等、保育に必要な情報は「児童記録票」に記載されている。アレルギーがある児童、宗教上での文化の違いも把握している。
サービス実施計画は保育過程に基づき、年間・月・週・日案を作成している。各担任は保育過程と関連しながら、より具体的な生活に即した子どもの実態に合った指導計画を作成している。その見直しの手順として、P-D-C-Aサイクルの活用を勧めたい。

Ⅲ-5 保育所保育の基本

			第三者評価結果	
Ⅲ-5-(1) 養護と教育の一体的展開				
	Ⅲ-5-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	保 55	a ・ ① ・ c
	Ⅲ-5-(1)-②	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 56	① ・ b ・ c
	Ⅲ-5-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 57	① ・ b ・ c
	Ⅲ-5-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 58	① ・ b ・ c
	Ⅲ-5-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。	保 59	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 環境を通して行う保育				
	Ⅲ-5-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	保 60	① ・ b ・ c
	Ⅲ-5-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	保 61	① ・ b ・ c
	Ⅲ-5-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	保 62	① ・ b ・ c
	Ⅲ-5-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	保 63	① ・ b ・ c
	Ⅲ-5-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	保 64	a ・ ① ・ c
Ⅲ-5-(3) 職員の資質向上				
	Ⅲ-5-(3)-①	保育士が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	保 65	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

乳児のSIDS対策として、午睡チェックが15分間隔で行われている。3歳未満児の部屋は床暖房があり、遊びや活動が取り組みやすい環境である。生活習慣を身につけていく時期、個人差が大きい手洗い場に踏み台が手作りで用意されていたり、部屋にトイレが設置されている等の配慮がある。3歳以上児の部屋は、子どもが意欲的に生活できるように建設過程で職員の意見を取り入れ、2階に登りたい、一人になりたい、群れて遊びたい等、子どもの特徴をよく理解した設計がされている。
部屋の中でも様々な遊びに子どもが環境と関わって主体的に活動を生み出したいような魅力ある物的環境が整備されている。保育過程編成時に職員全員の参画があれば、人的環境にさらに深みが出るのが期待できる。

Ⅲ-6 子どもの生活と発達

			第三者評価結果	
Ⅲ-6-(1) 特別なニーズに応ずる保育				
	Ⅲ-6-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助がおこなわれている。	保 66	① ・ b ・ c
	Ⅲ-6-(1)-②	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	保 67	① ・ b ・ c
	Ⅲ-6-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 68	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2) 子どもの食と健康				
	Ⅲ-6-(2)-①	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 69	① ・ b ・ c
	Ⅲ-6-(2)-②	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	保 70	a ・ ② ・ c
	Ⅲ-6-(2)-③	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 71	① ・ b ・ c
	Ⅲ-6-(2)-④	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 72	① ・ b ・ c
	Ⅲ-6-(2)-⑤	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 73	① ・ b ・ c
	Ⅲ-6-(2)-⑥	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	保 74	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

重度の障害児4名(二分脊髄、小児麻痺、肢体不自由等)を専属の部屋で保育している。医療行為を求められるため、看護師・保育士の2名の職員配置であり、当日は2名の登園であった。時には統合保育を取り入れ、一緒に遊んだり応援をしたりと同じ時間を過ごしている。食事、すりおろし、刻み食と子どもに合ったきめ細かな内容である。一人ひとりを受容する援助がされており、時折見せる子どもの笑顔に救われる。

アレルギーがある児童には、主治医の指示の下で除去食の提供を行っている。幼児はそろってランチルームで食事をするが、子どもの声が響き合って騒音とならないよう、食事をする部屋としての環境・雰囲気づくりにも工夫が求められる。

Ⅲ-7 保護者に対する支援

			第三者評価結果
Ⅲ-7-(1) 家庭との密接な連携			
Ⅲ-7-(1)-①	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	保 75	① ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-②	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	保 76	① ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-③	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	保 77	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

保育の理解の場、共通理解の場として、個人懇談や保護者参加の機会を増やし、行事時を利用して保育の内容・目的を説明している。「お喋り会」と称して、保護者だけでほっと息抜きしながらお喋りの中で子育て情報の交換が出来る場の提供もしている。家庭等での虐待を疑われる子どもはいないが、子どもの変化には常に注意を払っている。異常があった場合には、マニュアルに沿って記録を取ったり対応をする等の手順が定められている。